



建設キャリアアップシステム インターネット申請ガイドンス

インターネット申請 事業者情報登録

2026年3月23日

一般財団法人建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

Section 2 申請準備

申請内容を証明するための事業者確認書類やその他の証明書類の準備と、申請用ログインIDの取得方法について説明します。

確認・証明書類の準備

【重要】「商号または名称(屋号)」「代表者名」「所在地」「資本金」は、マスキング不可です

事業者確認書類

建設業許可がある場合(法人・個人事業主・一人親方) ※下記のうち、いずれか1つ

1点(写し)



1点のみ
提出でOK

または

建設業許可通知書 1点(写し)^{※1}



1点のみ
提出でOK

※ 建設業許可証明書または建設業許可通知書を提出した場合は、資本金確認書類の提出は必要ありません。

※1 直前に建設業許可の変更届を提出している場合は、建設業許可通知書(写し)に併せて変更届(写し)を提出してください。

建設業許可がない法人の場合 ※下記のうち、いずれかの組み合わせ

確定申告書(写し)1点^{※2}



※ 法人税、法人事業税、法人住民税の確定申告書。消費税は不可。

1点のみ提出でOK

または

納税証明書(写し)1点^{※3}



※ 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税のいずれかを提出

計2点提出



事項全部証明書[履歴または現在]
(写し)1点^{※3※4}



※ 管轄法務局またはオンラインで登記事項証明書を取得してください。
※ 閲覧サービスの画面プリントは不可。

※1 青森県知事許可の場合、「建設業許可指令書」を提出してください。

※2 確定申告書の申告日は、申請日前1年以内のものに限ります。確定申告書に記載の法人番号はマスキングしないでください。

※3 納税証明書および事項全部証明書(履歴または現在)は、証明日が申請日前1年以内のものに限ります。

※4 設立間もない法人で、かつ申告時期を迎えていない場合は、事項全部証明書(履歴または現在)のみをご提出ください。

※5 確定申告書の申告日や個人事業の開始届の開業日は、申請日前1年以内のものに限ります。個人番号は必ずマスキングしてください。確定申告書に、税務署の收受印、税理士の署名または記名押印、または青色申告会の收受印がある場合、納税証明書の提出は不要です。

※6 電子申告の場合、受領通知(メール詳細または受信通知等)を併せてご提出ください。受領通知を添付した確定申告書の場合、納税証明書の提出は不要となります。

建設業許可がない個人事業主、一人親方の場合 ※下記のうち、いずれか1点または組み合わせ

確定申告書(写し)
1点^{※5※6}



※ 事業所得による申告額があるもの
※ 電子申告の場合受領通知を併せて添付すれば1点のみ提出で可^{※6}

計2点提出



所得税の納税証明書(写し)1点^{※3}



または

消費税 または 個人事業税の
納税証明書(写し)1点^{※3}



※ 消費税が個人事業税のいずれかを提出。

1点のみ提出でOK

または

個人事業の開業届等(写し)1点^{※5※6}



※ 税務署提出の「個人事業の開業・廃業等届出書」(開業届)の控えまたは 都道府県税事務所に提出の「個人事業開始申告書」(事業開始等申告書)の控え

1点のみ提出でOK

確認・証明書類の準備

資本金確認書類

「資本金」によって建設キャリアアップシステム事業者登録料が変わりますので、

「資本金確認書類」は登録申請時の**最新のもの**を提出してください。

「資本金確認書類」は、以下の3点のいずれかです。

- ・履歴事項全部証明書（全ページの写し）
- ・現在事項全部証明書（全ページの写し）
- ・法人税、法人事業税、法人住民税いずれかの確定申告書（写し） [事業者確認書類を兼ねる]

区分	資本金確認 証明書類	事業者登録料の決定
建設業許可がある 法人事業者の場合	提出不要	許可データから資本金を確認し、建設キャリアアップシステム事業者登録料を決定します。 ※直近に「資本金」の減資、増資を行っている場合と許可データに新たな「資本金」が反映されない場合があります。正しい事業者登録料のお支払いのため、直近に「資本金」の減資、増資を行っている場合は、建設業許可なしとして申請してください。 新規登録完了後、建設業許可番号ありの変更申請をしてください。
建設業許可がない 法人事業者の場合	提出必須	事業者確認書類から資本金を確認し、建設キャリアアップシステム事業者登録料を決定します。
個人事業主の場合	提出不要	建設業許可の有無に関わらず資本金がありませんので、建設キャリアアップシステム事業者登録料は6,000円（税込）になります。 ※個人事業主の内「一人親方」の事業者登録料は、無料です。

確認・証明書類の準備

社会保険等の加入証明書類

注1 「適用除外」の場合、証明書類の添付は不要です。

注2 様式は、CCUS HP掲載の「証明書類見本一覧 事業者編」を参照ください。

社会保険等の種類	加入証明書類 複数ある場合は いずれか1点	
健康保険	全国健康保険協会 (協会けんぽ)	納入告知書 納付書・領収証書
		保険料納入告知額・領収済額通知書
		社会保険料納入確認(申請)書
		社会保険料納入証明書
		健康保険 / 厚生年金保険 適用事業所関係事項確認(申請)書
		適用事業所 名称/所在地 変更(訂正)届
		適用通知書
		適用〇〇変更通知書
		健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書
		健康保険 / 厚生年金保険 被保険者賞与支払届
	健康保険組合	口座振替済領収証書
納入告知書兼領収証書		

確認・証明書類の準備

社会保険等の加入証明書類（続き）

注1 「適用除外」の場合、証明書類の添付は不要です。

注2 様式は、CCUS HP掲載の「証明書類見本一覧 事業者編」を参照ください。

※1 全国保険協会（協会けんぽ）加入証明書類に同じです。

社会保険等の種類	加入証明書類 複数ある場合は いずれか1点	
年金保険	厚生年金	納入告知書 納付書・領収証書 ※ 1
		保険料納入告知額・領収済額通知書 ※ 1
		社会保険料納入確認（申請）書
		社会保険料納入証明書 ※ 1
		健康保険/厚生年金保険 適用事業所関係事項確認(申請)書 ※ 1
		適用事業所 名称/所在地 変更（訂正）届 ※ 1
		適用通知書 ※ 1
		適用〇〇変更通知書 ※ 1
		健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書 ※ 1
		健康保険/生年金保険 被保険者賞与支払届 ※ 1

確認・証明書類の準備

社会保険等の加入証明書類（続き）

注1 「適用除外」の場合、証明書類の添付は不要です。

注2 様式は、CCUS HP掲載の「証明書類見本一覧 事業者編」を参照ください。

社会保険等の種類	加入証明書類	複数ある場合はいずれか1点
雇用保険	雇用保険証明書	
	労働関係成立証明書	
	労働保険成立証明書	
	証明書 事務組合	
	雇用保険 適用事業所設置届 事業主事業所各種変更届 事業主控	
	納付書・領収証書	
	労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書	
	労働保険料等納入通知書	
	労働保険事務等委託書	
	年度労働保険料等納付済通知書	
	労働（労災）保険料納付済証明書	
	労働保険料等納入証明書	
	労働保険等一括有期事業総括表算定基礎賃金等の報告	
	事業所台帳全記録照会（ヘッダー）	
	名称、所在地等変更届	
適用事業所台帳		

確認・証明書類の準備

社会保険等の加入証明書類（続き）

注1 「適用除外」の場合、証明書類の添付は不要です。

注2 様式は、CCUS HP掲載の「証明書類見本一覧 事業者編」を参照ください。

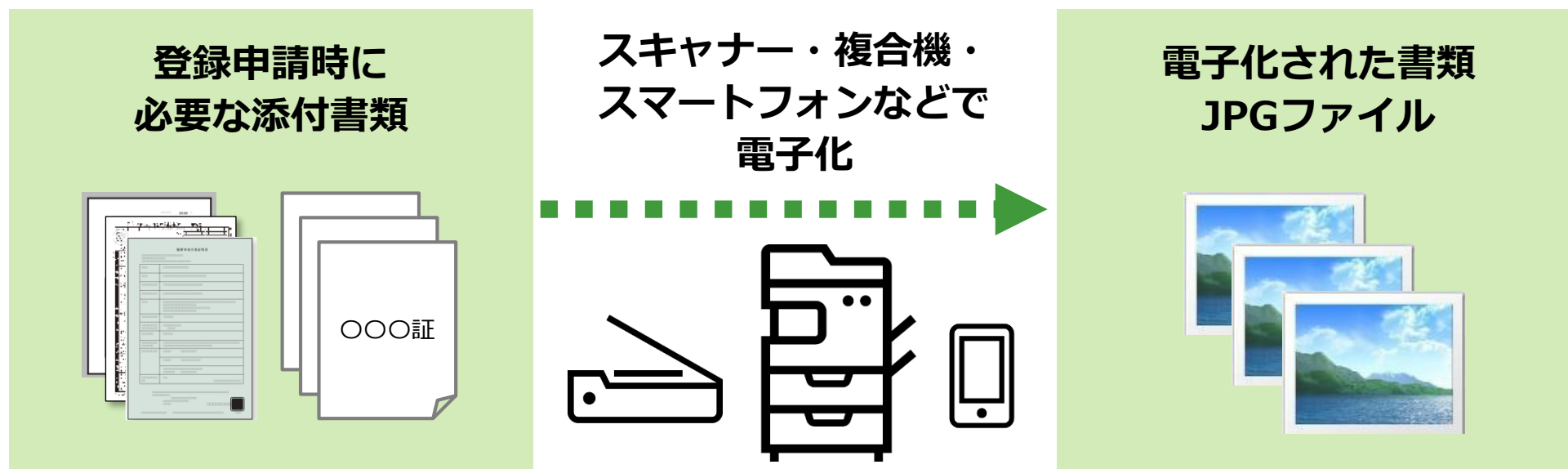
※2 加入者名が事業者名と合致しない場合、不備となります。

社会保険等の種類	加入証明書類	複数ある場合は いずれか1点
建設業退職金共済	建設業退職金共済事業加入・履行証明願	
	建設業退職金共済契約者証	
中小企業退職金共済	中小企業退職金共済制度加入証明書	
	中小企業退職金共済手帳	
労災保険特別加入 ※2	労災保険 特別加入証	
	労災保険特別加入 加入済確認証	
	労災保険加入証明書（特別加入）（一人親方）	
	労働者災害補償保険 特別加入証明書	
	労働者災害補償保険 特別加入証明書（一人親方）	
	労働者災害補償保険特別加入証明書（第一種）	
	労働者災害補償保険 特別加入申請書	
	労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届	

書類の電子化

ご準備いただいた添付書類は、登録申請の際に**JPG形式 (JPEG形式)**の電子ファイルとして添付し、登録します。

※JPG形式 (JPEG形式) とは、画像を圧縮し、ファイルサイズを小さくしたデータのことです。



- 電子化したファイルの画像や文字が正しく読み取れることを確認してください。
- 添付ファイルの名前を、書類の内容を示す分かりやすいファイル名に変更することで、書類を添付する際、スムーズにファイルを選択できます。
- 申請登録の際に添付しやすいよう、電子ファイルは、申請を行うパソコンやスマートフォンなどに保存してください。

申請用ログインIDの取得

インターネット申請には、申請用ログインIDが必要です。建設キャリアアップシステムの「事業者」から「申込み」をクリックして、申請用ログインIDを取得します。

①建設キャリアアップシステムホームページで「事業者」ボタンをクリックします。

②「事業者登録」申請画面が表示されます。「申込み」ボタンをクリックします。

事業者更新 事業者登録 技能者登録 ログイン

CCUSについて 登録する CCUSを使う 各種資料 説明会・サポート FAQ よくあるご質問

申請

事業者登録

インターネットで申請 認定登録機関窓口で申請

インターネットで申請

パソコン、スマホで申請したい方は当ホームページから申請できます。

インターネット申請ガイドランスを確認

参考資料

ご利用方法・ご利用料金 申請関係書類

申込み

事業者登録
技能者登録
代行申請
インターネット申請ガイドランス
利用方法・料金

利用規約
個人情報保護方針

申請用ログインIDの取得

事業者新規利用申込み

商号または名称

商号または名称は、(株) や (有) も含め入力してください。法人の場合、株式会社は(株)、有限会社は(有) のようにフリガナの場合は、(カブ) や (ユウ) と入力してください。

事業者名_名称 **必須**

3

登録責任者

ミドルネームを入力する

OFF

氏名

姓 **必須**

名 **必須**

4

郵便番号 **必須**

ハイフン「-」なしで入力してください。

5-1

住所検索

5-2

都道府県 **必須**

プルダウンより選択してください。

市区町村 **必須**

全角で入力してください。(例：港区)

③事業者名を漢字等で入力してください。法人格の**略号のカッコ**「()」および**カナ漢字は全角で、英数字は半角**で入力します。

- ・法人格の略号は 建設業法施行規則 様式第一号の記載要領に基づき、以下の通りです。合同会社が、銀行等一般の運用と異なり**ます**ので、ご注意ください。

1文字略号「株など」は、不備になります。

株式会社	(株)	特例有限会社	(有)
合同会社	(合)	合資会社	(資)
合名会社	(名)	協同組合	(同)
協業組合	(業)	企業組合	(企)

- ・個人事業主(一人親方含む)で屋号がない場合は、事業者本人の氏名を入力します

④「ミドルネームを入力する」は**OFFのまま**にしてください。

登録責任者の氏名を入力します。

登録責任者に、支払いの依頼メールや事業者ID等の通知メールが届きます。

⑤郵便番号を「-」(**ハイフン**) **なしで半角**で入力します。記入後「住所検索」をクリックすると、町域(丁目を含む)まで表示されます。

申請用ログインIDの取得

住所1 **必須**

全角、英数字記号半角で入力してください。(例：虎ノ門x-x-x)

5-3

住所2

全角、英数字記号半角で入力してください。(例：〇〇ビル〇階)

5-4

担当者電話番号 **必須**

ハイフン「-」付きで入力してください。

6

メールアドレス **必須**

ccus.jpからメール受信できるように設定してください。

7-1

メールアドレス (確認用) **必須**

7-2

8

⑤「住所1」に表示された町域（丁目を含む）に続けて、番地・号を入力します。「住所2」には、建物名、部屋番号を入力します。
※記載の表記は、事業者確認書類と同じにしてください。英数字および「-」（ハイフン）は半角、それ以外は全角で入力してください。

⑥登録責任者の電話番号を入力します。
※電話番号は、「-」（ハイフン）付きで、半角で入力してください。

⑦「@smail.ccus.jp」からのメールが受信できるメールアドレスを正確に半角で入力してください。
※ここで入力したメールアドレスに「申請用ログインID」が通知されます。

⑧「利用申込み」ボタンをクリックします。

申請用ログインIDの取得

- ⑨ 「確認」画面がポップアップしますので、「はい」ボタンをクリックします。
「利用申込み」画面が表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。

確認

利用申込みします。
よろしいですか？

9-1



利用申込み

建設（株）様
ご利用の申し込みありがとうございます。ご指定のメールアドレスに申請用のログイン情報をお送りしますので、到着までしばらくお待ち下さい。
メール到着後は、その内容に沿って登録処理をお願い致します。

9-2



数分以内に、件名「事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせ」の**メールが**、登録したメールアドレスに**届きます**。メールが**届かないと思われた場合は、迷惑メールフォルダをご確認ください**。
「@smail.ccus.jp」からのメールを受信許可していないと届きません。
その場合は、受信設定後 再度手順①から実施してください。

【建設キャリアアップシステム】事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせ

建設キャリアアップシステム <ccusinfo@smail.ccus.jp>
宛先

建設（株） 御中

建設キャリアアップシステムの事業者情報新規登録の申請を受け付けました。
申請ログインID・申請用パスワードの発行をいたしましたので
申請用ログインURLよりログインのうえ、お手続きをすすめてください。

【申請ログインID】
22

【申請用パスワード】※初回ログイン時に変更お手続きが必要となります。
[Redacted]

【申請用ログインURL】
<https://www.mobile.ccus.jp/#/gcm/01/017>

【日付】
2026/01/21

重要：まだ、申請は終わっていません。本申請するため、申請用URLを開いて、ログインしてください。
(<https://www.mobile.ccus.jp/#/gcm/01/017>)
具体的手順は、Section 3で説明します。

参考：手引および登録申請書コード表について

「手引」は、事業者情報登録申請の各項目に関する注意点などを詳細に記した文書です。

認定登録機関での紙申請の手引ですが、各項目に関する注意点に関しては共通です。

「登録申請書コード表」は、登録内容のコード番号を選択する際のコード一覧です。

これらの文書をあらかじめダウンロードして、手元に置くと、登録をスムーズに進めることができます。最新の手引き・コード表はホームページからダウンロードできます。

建設キャリアアップシステム
「事業者登録申請書」の手引



登録申請書コード表



参考：手引および登録申請書コード表のダウンロード方法

「手引」および「登録申請書コード表」は、建設キャリアアップシステムのホームページより、以下の手順でダウンロードできます。

1 ①建設キャリアアップシステムホームページで「各種資料」ボタンをクリックします。

2 ②開いたページで「登録関係資料」ボタンをクリックします。

3 クリックすると、『建設キャリアアップシステム「事業者登録申請書」の手引』をダウンロードできます。

登録関係資料

事業者情報の登録申請に関する手引
印刷してご活用ください。

建設キャリアアップシステム
「事業者登録申請書」の手引
No.4.2.3 版

登録申請書コード表の資料です。
印刷してご活用ください。

建設キャリアアップシステム
登録申請書コード表
No.1.1 版

登録申請書コード表

登録申請書コード表の資料です。
印刷してご活用ください。

建設キャリアアップシステム
登録申請書コード表
No.1.1 版

登録申請書コード表